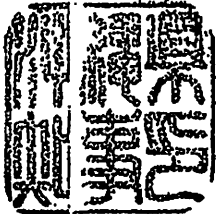


裁 決 書

審査請求人



処 分 庁 沖縄県北部福祉事務所長



審査請求人 [redacted] (以下「請求人」という。)が令和元年9月17日付けで提起した処分庁 沖縄県北部福祉事務所長 (以下「処分庁」という。)による生活保護決定処分 (令和元年9月9日付け北福第0002-01952号。以下「本件処分」という。)に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

事案の概要

審理員意見書に記載のとおり。

審理関係人の主張の要旨

- 1 請求人の主張
審理員意見書に記載のとおり。
- 2 処分庁の主張
審理員意見書に記載のとおり。

理 由

- 1 本件に係る法令等の規定について
 - (1) 生活保護法 (昭和25年法律第144号。以下「法」という。)第18条第2項、「左に掲げる場合において、その葬祭を行う者があるときは、その者に対して、前項各号の葬祭扶助を行うことができる。一 被保護者が死亡した場合において、その者の葬祭扶助を行う扶養義務者がいないとき。二 死者に対しその葬祭を行う扶養義務者がいない場合において、その遺留した金品で葬祭を行うに必要な費用を満たすことのできないとき。」と規定している。
 - (2) 法第76条第1項、「第18条第2項の規定により葬祭扶助を行う場合においては、保護の実施機関は、その死者の遺留の金銭及び有価証券を保護費に充

て、なお足りないときは、遺留の物品を売却してその代金をこれに充てることができる。」と規定している。

(3) その他の法令等の規定については、審理員意見書に記載のとおり。

2 本件処分について

法第4条は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、保護の補足性を定め、法第8条は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとし、基準及び程度の原則を定めている。生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第10は、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知の第8によって認定した収入との対比によって決定すること、と定めている。

処分庁は、請求人から葬祭扶助の申請を受け、生活保護世帯ではない請求人世帯に葬祭扶助の受給資格があるか、保護の要否を判定したところ、当該世帯につき認定した最低生活費が、認定した収入額（遺留金品150,384円を含む）を上回っていることから、保護要と認めており、その判断は妥当であると認められる。

その上で、葬祭扶助の支給についてみると、法第18条第1項は、葬祭扶助は困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、納骨その他葬祭のために必要なものの範囲内において行われると定めており、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）の別表第8では、基準額を180,300円以内、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第7の9の(4)は火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別な費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を特別基準として計上できると定めている。

請求人は処分庁へ葬儀代、葬斎場使用料、お布施代、位牌の安置料及びお墓代の領収書を提出しており、お布施代や位牌の安置料について、実際の中身は寺で執り行われた初七日から四十九日の法要等の経費であると主張しているが、法第18条第1項で定める「納骨その他葬祭のために必要なもの」とは、「死亡診断書（死産証明を含む。）の外、棺、骨壺、位牌、祭壇、読経等が含まれる。」（小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』285頁（社会福祉法人全国社会福祉協議会、復刻版、平成16年））とされており、処分庁がお布施代、位牌の安置料、お墓代を支給対象外と判断したことは妥当であると認められ、葬祭扶助の対象となるのは、葬儀代185,328円と葬斎場使用料13,000円の合計198,328円と認められる。

本件葬祭扶助の支給対象となる198,328円については、保護基準の別表第8の葬祭扶助基準額180,300円と局長通知第7の9の(4)によりドライアイス12,000円と安置料20,000円を計上した合計212,300円の範囲内であるから、請求人の葬祭扶助支給対象額は198,328円となる。

次に、処分庁が、葬祭扶助支給対象額から死亡した被保護者である義兄の遺留金品150,384円を差し引いた47,944円を支給額としたことについてみると、

法第18条第2項の規定により葬祭扶助を行う場合において、遺留金品を葬祭扶助費に充てることについては、法第76条第1項に定めがあるが、本件は法第18条第1項の規定により葬祭扶助を行う場合であるので、法第76条第1項の適用はない。法第18条第1項の場合に遺留金品を葬祭扶助費に充てることについては、法に定めがないので、どのように取り扱うかについて厚生労働省社会・援護局保護課に確認したところ、遺留金品は相続となり、直ちに活用できる場合には保護の要否及び程度の決定に加味すること、直ちに活用できない場合は法第63条を適用することを条件として、保護の要否及び程度の決定を行うこと、との公権的解釈であった。

同公権的解釈を踏まえて、本件処分を検討すると、遺留金品は保護の要否及び程度の決定において考慮すべきものであったにとどまり、処分庁が葬祭扶助支給対象額から義兄の遺留金品を全額差し引いた取扱いには根拠が認められないから、本件処分は、違法又は少なくとも不当な処分であると言わざるを得ない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年12月14日

審査庁 沖縄県知事 玉城康裕



(教示)

- 1 この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、審査請求の対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。